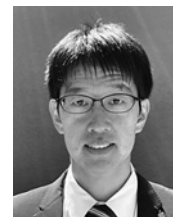


無効審判等における 「オンライン口頭審理」の 運用開始後の実施状況について



特許庁審査第二部一般機械 上席審査官 山本 健晴*

要 約

無効審判においては、原則、口頭審理が実施される。口頭審理では、従前は、当事者等が実際に審判廷に出頭しなければならなかったが、令和3年の特許法等の改正により、同年10月1日からは当事者等がウェブ会議システムを用いて口頭審理に出頭することが可能となった。

特許庁では、開始から約半年の間に実施されたオンライン口頭審理について、オンライン口頭審理を担当した合議体及びオンラインで出頭した当事者に対してアンケート調査を実施した。

本稿では、オンライン口頭審理の概要等を説明した上で、これまでのオンライン口頭審理の実績及びアンケート調査により得られた意見を分析・検討した結果について紹介する。

目次

1. はじめに
2. 口頭審理について
 2. 1 口頭審理の概要
 2. 2 新型コロナウイルス感染症の影響
3. オンライン口頭審理について
 3. 1 法令改正
 3. 2 オンライン口頭審理の概要
 3. 3 審判廷の設備
 3. 4 省令要件等の事前確認
 3. 5 口頭審理の期日当日の本人等確認
4. オンライン口頭審理の運用開始後の実施状況
 4. 1 これまでの実績
 4. 2 オンライン出頭者の反応及びその分析
 4. 3 合議体の反応及びその分析
5. これまでのオンライン口頭審理の総括及び今後について
6. おわりに

ができるようになった。また、当事者等が自由に口頭審理の出頭態様を選択することができるようになり利便性が向上した。

特許庁では、開始から約半年の間⁽¹⁾に実施されたオンライン口頭審理⁽²⁾について、オンライン口頭審理を担当した合議体及びオンラインで出頭した当事者に対してアンケート調査を実施した。

本稿では、オンライン口頭審理の概要などを説明した上で、これまでのオンライン口頭審理の実績及びアンケート調査により得られた意見⁽³⁾を分析し検討を行った。なお、筆者は執筆時点においてオンライン口頭審理の企画・運用を担当しているが、分析結果の解釈及び意見などは筆者の個人的な見解である。

2. 口頭審理について

2. 1 口頭審理の概要

審判の審理方式には、書面審理と口頭審理があり、特に無効審判及び取消審判については、口頭審理が原則とされている（特許法第145条第1項、実用新案法第41条、意匠法第52条、商標法第56条）。口頭審理においては、審判廷において合議体と当事者等が口頭でやりとりを行うため、当事者等は書面に比べ十分に主張を尽くすことができるとともに、合議体は争点や

1. はじめに

特許権等の権利の有効性については無効審判で争われるが、この無効審判においては、原則、口頭審理が実施される。口頭審理では、従前は、当事者等が実際に審判廷に出頭しなければならなかったが、令和3年の特許法等の改正により、同年10月からは当事者等がウェブ会議システムを用いて口頭審理に出頭することが可能となった。これにより、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく口頭審理を実施すること

* 元 審判部審判課審判企画室 課長補佐（原稿受領時点）

技術内容を正確に把握することができる。

2. 2 新型コロナウイルス感染症の影響

このように、口頭審理は、無効審判等において重要な役割を果たすものであるが、これまでは当事者等は特許庁本庁舎 16 階の審判廷、又は、経済産業省別館 1 階の第 1、第 2 審判廷に実際に出頭しなればならなかった⁽⁴⁾。

しかしながら、2020 年 4 月以降は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で口頭審理の開催が困難であったため、オンライン口頭審理を活用する⁽⁵⁾、あるいは、書面審理に切り替えて審理を進めるなどの対応をとることとなった。その後、感染症対策を徹底した上で口頭審理を再開したものの、例年の口頭審理の実施件数は 200 件程度⁽⁶⁾であるところ、2020 年の口頭審理の実施件数は、37 件⁽⁷⁾と大幅に減少した。

このような状況から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けることなく口頭審理を実施することができ、かつ、遠方の当事者等が審判廷に出頭することなく口頭審理に関与できるような制度の改善が望まれた。

3. オンライン口頭審理について

3. 1 法令改正

このような背景の中、特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年 5 月 21 日法律第 42 号）が成立し、同年 10 月 1 日の施行以降は、当事者等が口頭審理にオンラインで出頭することが可能となった⁽⁸⁾。

具体的には、特許法第 145 条に第 6 項、第 7 項が新設され、審判長は、当事者等の申立てなどを受け、ウェブ会議システムを用いた口頭審理を行うことができることとなった。また、ウェブ会議システムにより口頭審理に関与した当事者等は、口頭審理に出頭したものとみなすことができるようになった⁽⁹⁾。

（審判における審理の方式）

第一百四十五条（略）

2～5（略）

6 審判長は、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、経済産業省令で定めるところにより、審判官及び審判書記官並びに当事者及び参加人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、第三項の期日における手続を行うことができる。

7 第三項の期日に出頭しないで前項の手続に関与した当事者及び参加人は、その期日に出頭したものとみなす。

また、特許法施行規則の改正により特許法施行規則第 51 条の 2 が新設され、特許法第 145 条第 6 項により委任されたオンライン口頭審理の方法、具体的にはオンライン口頭審理を実施するための設備等に関する審判長の審理指揮について規定された⁽¹⁰⁾。

（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理）

第五十一条の二 審判長は、特許法第一百四十五条第六項に規定する方法によつて同条第三項の期日における手続を行うときは、当該手続に必要な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な進行のために必要な事項を確認するものとする。

2 審判長は、前項の装置又は場所が相当でないと認めるときは、当事者又は参加人に対し、その変更を命ずることができる。

3 前項に規定するもののほか、審判長は、第一項の手続の円滑な進行のために必要な措置を講ずることができる。

4 第一項の手続を行つたときは、その旨及び通話先の場所を調書に記載しなければならない。

3. 2 オンライン口頭審理の概要

オンライン口頭審理では、当事者等はウェブ会議システムを用いて口頭審理に関与することができる。なお、合議体及び審判書記官は、オンライン口頭審理においても、通常的口頭審理と同様に審判廷に列席する。また、審判廷の設備機器やウェブ会議システムに関する操作補助を行う特許庁職員も審判廷に同席する。傍聴を希望する者は、通常的口頭審理と同様に傍聴席での傍聴が可能である。

当事者等は期日調整の際にオンライン口頭審理を希望することができ⁽¹¹⁾、オンライン口頭審理においては、当事者等は特許庁本庁舎 16 階の審判廷に出頭する態様とウェブ会議システムを用いて口頭審理に関与する態様（以下、この態様を「オンライン出頭」といい、オンライン出頭で出頭する者を「オンライン出頭者」という。）を選択することができる。

出頭者が複数いる場合、一部の出頭者については特許庁の審判廷に出頭し、残りの出頭者についてはオンラインで出頭する、あるいは、複数の出頭者それぞれが同一の通話先（オンライン接続する拠点）から出頭する、又は、複数の出頭者それぞれが別々の通話先から出頭するなど様々な出頭形態が選択可能である。

現在、口頭審理期日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために審判廷の請求人席及び被

請求人席は、それぞれ最大3名までに制限させていただいている⁽¹²⁾。そのため、複数名での口頭審理への出頭を希望する場合は、審判廷への出頭とともにオンライン出頭の利用もお願いしている。

なお、審判長が円滑な審理指揮を行うためにはオンライン出頭者の表情や動作を確認できることが必要であるため、当面の間、1当事者あたり4名まで、かつ、1当事者あたり通話先3拠点までの制限を設けている⁽¹³⁾。これらの制限については、今後、必要に応じて検討していきたい。

一方当事者が、その関係者（例えば、当事者（法人）の従業者、当事者（法人）の関連会社の従業者、当事者（外国法人）の日本法人における従業者等）に限定して口頭審理のオンラインによる視聴を希望した場合には、全ての当事者等の同意を条件として、審判長は、当該関係者に対するオンライン動画配信（以下単に「オンライン配信」といい、オンライン配信が認められた者を「オンライン被配信者」という。）を認めることができる⁽¹⁴⁾。オンライン配信に関しても、オンライン出頭者の場合と同様に安定した審理指揮を行うために1当事者あたり2拠点までの制限を設けている⁽¹⁵⁾。

3. 3 審判廷の設備

従前より特許庁本庁舎16階の審判廷には、マイク、大型ディスプレイ、卓上ディスプレイ等が導入されており、PCを用いた審判廷内でのプレゼンテーションに対応したIT環境が整備されていた。

オンライン口頭審理の開始に伴い、合議体席、請求人席、被請求人席、証人席をそれぞれ撮影するための4Kカメラが導入され、口頭審理を安定した通信環境で実施するためにオンライン口頭審理専用の高速インターネット回線の敷設等が行われた。

オンライン出頭者及びオンライン被配信者は、前述の4Kカメラにより合議体席、請求人席、被請求人席、証人席の様子を把握することができ、傍聴席の頭上に設けられた天井カメラにより審判廷全体の様子や合議体席の様子を把握することができる。一方、オンライン出頭者の様子については、合議体及び審判廷に出頭した当事者等は各席に置かれた卓上ディスプレイにより、傍聴者は審判廷内の大型ディスプレイにより、把握することができる。

審判廷での合議体及び当事者等の発言は、マイクを通してスピーカーから審判廷内に流され、オンライン出頭者及びオンライン被配信者に対してはインターネット回線を通じて配信される。オンライン出頭者の発言はインターネット回線を通じて他のオンライン出頭者、オンライン被配信者及び審判廷に配信され、審判廷内ではスピーカーを通じて、審判廷内での発言と同様に聞くことができる。

プレゼンテーションについては、審判廷で当事者等が行う場合は当事者等のPCを審判廷のケーブルに接続することでその画面を審判廷内の大型ディスプレイ、合議体席、請求人席、被請求人席の各卓上ディスプレイ及びオンライン出頭者、オンライン被配信者に共有



図1 オンライン口頭審理のイメージ

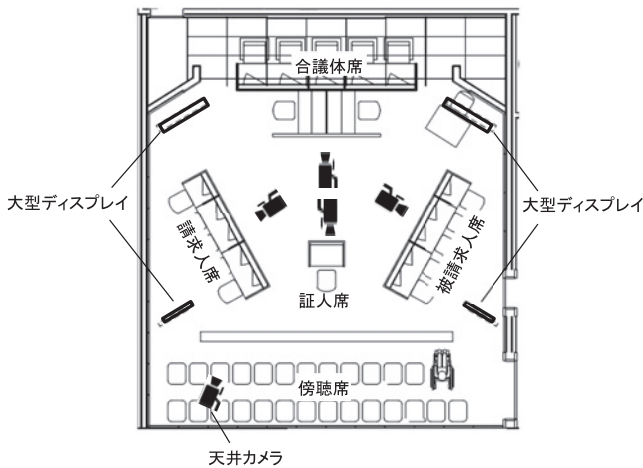


図2 審判廷の設備

することができる。オンライン出頭者がプレゼンテーションを行う場合は、オンライン出頭者がウェブ会議システム上でPCの画面を共有することでPCの画面を審判廷内の大型ディスプレイ、合議体席、請求人席、被請求人席の各卓上ディスプレイ及び他のオンライン出頭者、オンライン被配信者のPCで表示することができる。

3.4 省令要件等の事前確認⁽¹⁶⁾

オンライン出頭を希望する場合、円滑な審理進行を担保するため、口頭審理の期日の1~3週間程度前に、オンライン出頭を希望する者の通信設備及び通話先の場所等の事前確認（以下、「省令要件等の事前確認」という。）が実施される。

省令要件等の事前確認には、審判長、審判書記官等と、オンライン出頭を希望する者が参加し、原則として事件内容に関する検討は行わず、オンライン出頭を希望する者の通信設備、通話先の場所、その他口頭審理の期日における手続の円滑な進行のために必要な事項が確認される。通話先の場所の確認では、第三者の関与や騒音が生じる場所でないことを確認するため、オンライン出頭を希望する者は、PC等のカメラで通話先の場所の周囲を映すように指示される。審判長は、通信設備又は通話先の場所が相当でないとき

は、その変更を命じる。

省令要件等の事前確認の結果を踏まえ、口頭審理期日における審判廷への出頭者及びオンライン出頭者の最終確認が行われる。最終確認後に、オンライン出頭を審判廷への出頭に変更したり、審判廷への出頭をオンライン出頭に変更したりすることは、原則として認められない。

3.5 口頭審理の期日当日の本人等確認⁽¹⁷⁾

オンライン出頭者又はオンライン被配信者は、口頭審理開廷前に、審判書記官によりオンライン上で特許庁職員以外の者から音声及び映像が確認できないようにされた状態で本人等確認が行われる。オンライン出頭者に関しては、身分証明書（弁理士・弁護士については、身分証明書に代えて、身につけた弁理士記章・弁護士記章でも可）をPC等のカメラに映すことが求められる。また、通話先の場所が第三者の関与や騒音が生じる場所でないことを再確認するため、オンライン出頭者は、PC等のカメラで通話先の場所の周囲を映すように指示される。

4. オンライン口頭審理の運用開始後の実施状況

4.1 これまでの実績⁽¹⁸⁾

2021年10月1日からオンライン口頭審理制度が開始され、同年10月12日に最初のオンライン口頭審理が実施された。その後、2022年3月10日までに合計28件が実施された。内訳としては、特許の無効審判が大半（25件）であるが、意匠の無効審判でも3件実施された。なお、商標については、取消審判のオンライン口頭審理が3月末までに実施される予定である。

出頭態様については、請求人又は被請求人の一方が全員オンラインで出頭した「オンライン出頭型」が3件、請求人及び被請求人の両方が全員オンラインで出頭した「完全オンライン型」が5件であり、その他は審判廷への出頭とオンライン出頭を併用した「ハイブリッド型」であった。

表1 口頭審理とオンライン口頭審理の実施件数（（ ）内は実施件数のうち、オンライン型（OL）、完全オンライン型（完OL）の件数）

	特許	実用新案	意匠	商標	合計
口頭審理全体	38	0	4	0	42
オンライン口頭審理	25 (OL:3, 完OL:4)	0	3 (完OL:1)	0	28 (OL:3, 完OL:5)
オンライン率	65.8%	-	75.0%	-	66.7%

この期間（2021年10月1日から2022年3月10日）における口頭審理全体の件数は42件⁽¹⁹⁾であり、オンライン口頭審理の割合は66.7%にのぼる（表1参照）。

なお、オンライン配信された事件は、2022年3月10日までに18件⁽²⁰⁾であった。

4.2 オンライン出頭者の反応及びその分析

オンライン出頭者に対して、オンライン口頭審理の実施状況についての調査を実施した。調査はアンケート形式で実施し、アンケートは請求人側、被請求人側に対し、それぞれの通話先ごとに行った。

質問は、①オンライン口頭審理を利用しようと思った理由について、②オンライン口頭審理での主張について、③ウェブ会議システムについて、④オンライン口頭審理の今後の利用についての観点で実施した。

(1) オンライン口頭審理を利用しようと思った理由について

オンライン出頭者に対してオンライン口頭審理を利用しようと思った理由について質問した。回答は自由回答の形式で記載してもらった。また、質問は通話先ごとに行い、同一の通話先（同一の回答者）から複数の理由が記載された回答もあった。回答内容を集約した結果を表2に示す。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、審判廷への出頭者の人数が制限されていることもあって、「審判廷への出頭者の人数制限があるため」という理由が最も多かった。次いで、「新型コロナウイルス感染予防のため」という理由が続いており、オンライン口頭審理は新型コロナウイルス感染症の影響の中、口頭審理を実施することを可能としているといえる。

また、「遠方からの出頭に対する移動コストの削減、利便性向上等のため」という理由もあった。

表2 オンライン出頭者に対してオンライン口頭審理を利用しようと思った理由の回答

回答内容	回答数
審判廷への出頭者の人数制限があるため	18
新型コロナウイルス感染予防のため	9
遠方からの出頭に対する移動コストの削減、利便性向上等のため	8

次に、オンライン出頭者に対して、口頭審理中に発言することを予定していたか質問したところ、55%が「いいえ」と回答した。口頭審理では積極的に発言す

る予定はないが、審理状況を把握しておきたいという当事者にとってオンライン口頭審理は1つの選択肢になっていることがわかる。

(2) オンライン口頭審理での主張について

4.2(1)の「口頭審理中に発言することを予定していたか」の質問に対して「はい」と回答したオンライン出頭者に対して、オンライン口頭審理での主張に関する質問を行った。

オンライン口頭審理での主張に関して、オンラインで自分たちの主張を適切に審判長に伝えられたと思うか質問した。その結果を図3に示す。「伝えられた」と「やや伝えられた」が合わせて64%であり、「あまり伝えられなかった」と「伝えられなかった」はともに0%であった。

これらの結果から、オンライン出頭者は、おおむね、オンライン口頭審理でも自分たちの主張を適切に審判長に伝えることができたと感じていることがわかる。

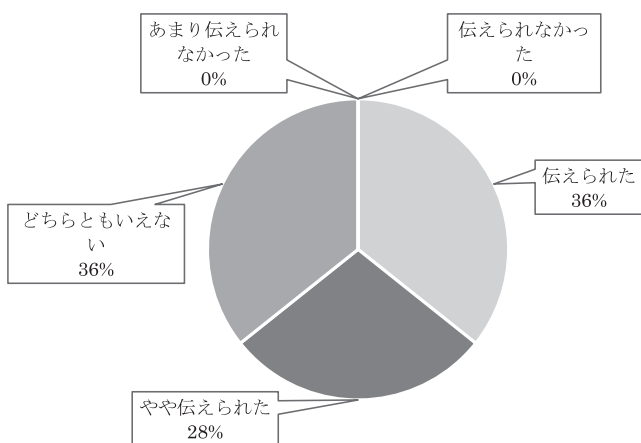


図3 オンラインで自分たちの主張を適切に審判長に伝えられたと思うかに対する回答

また、設備や審判長の審理指揮等において、どのような対応が行われるとより口頭審理において考えを主張しやすくなると思うかという問いに対しては、様々な回答が得られた（表3参照）が、「不満はない」との回答が最も多かった。

改善を求める声としては、オンライン口頭審理が開始されたばかりで、ユーザーがウェブ会議システムの操作が慣れていないことに起因するものと考えられるが、「合議体と相手方を常に表示してほしい」や「審判廷内と同程度の情報が得られることが望ましい」といった意見があった。

なお、審判廷においては天井カメラにより審判廷全体の様子を撮影し、その映像を配信している（3.3 審

判廷の設備を参照)。そして、オンライン口頭審理で使用しているウェブ会議システム (Microsoft Teams) では、会議参加者等の映像を固定する機能が備わっており、オンライン出頭者は合議体や相手当事者の映像、あるいは、審判廷全体の映像など特定の映像を画面上で固定することができる。これらにより、特定の映像を画面上で固定することで、オンライン出頭者は必要な映像を常に画面に表示した状態でオンライン口頭審理に関与することができるようになり、寄せられた改善点を解決できるものと考えられる。

その他に、「意見があるかどうかを逐一合議体から聞いてもらえれば発言しやすくなる」や「発言者が特定しやすくてほしい」という意見もあった。

表3 設備や審判長の審理指揮等において、どのような対応が行われるとより口頭審理において考えが主張しやすくなると思うかに対する回答 (1つの通話先から複数の回答有)

回答内容	回答数
特にない (不満はない)	7
合議体と相手方を常に表示してほしい	4
意見があるかどうかを逐一合議体から聞いてもらえれば発言しやすくなる	3
発言者が特定しやすくてほしい	1
審判廷内と同程度の情報が得られることが望ましい	1

次に、オンラインで口頭審理に出頭しても審判廷に出頭した場合と同じくらい口頭審理中発言しやすかったか質問したところ、「発言しやすかった」と「やや発言しやすかった」が合わせて70%以上である一方、「発言しにくかった」は0%であるものの、「やや発言しにくかった」が21%あった (図4参照)。やや発言しにくかった理由として、「審判廷に出頭している者とオンライン出頭者が協議できる時間がほしい」とい

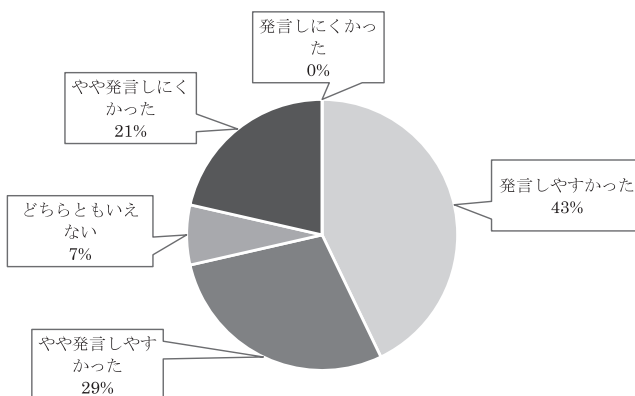


図4 オンラインで口頭審理に出頭しても審判廷に出頭した場合と同じくらい口頭審理中発言しやすかったかに対する回答

う意見があった。なお、審判廷に出頭している者とオンライン出頭者とのコミュニケーションについては、審判長に休廷を申し出て、休廷中に協議等を行うことが可能である。

また、オンラインで口頭審理に出頭したことで、審判廷に出頭した場合よりも口頭審理が不利に進んだとは感じなかったか質問したところ、「不利に感じなかった」と「あまり不利に感じなかった」が合わせて64%であるものの、「やや不利に感じた」が7%あった (図5参照)。その解決方法を尋ねたところ、「審判廷の全体の様子がわかる映像があると、口頭審理が不利に進むとの懸念が払拭されると思います。」という意見をいただいた。

審判廷においては天井カメラにより審判廷全体の様子を映した映像を配信しており、その映像をユーザーの画面上で固定することが可能である。そのため、今後、ユーザーがウェブ会議システムの操作に習熟し、審判廷全体の映像をウェブ会議システムの画面上に固定した状態でオンライン口頭審理に関与するようになることで口頭審理が不利に進んでいるという懸念は払拭されるものと考えている。

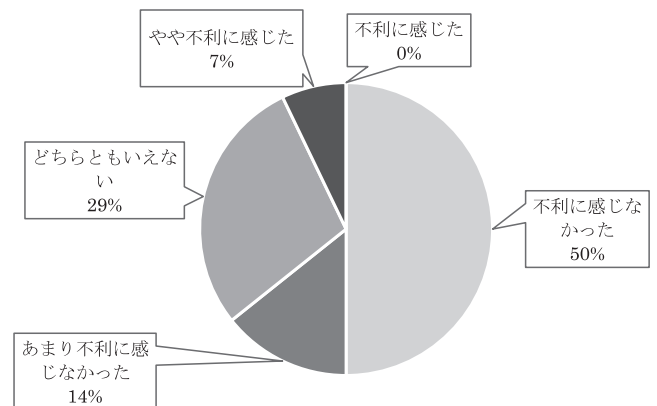


図5 オンラインで口頭審理に出頭したことで、審判廷に出頭した場合よりも口頭審理が不利に進んだとは感じなかったかに対する回答

(3) ウェブ会議システムについて

ウェブ会議システムでの通信設備に関して、音声と映像が鮮明であったか質問したところ、音声と映像ともに「鮮明であった」と「やや鮮明であった」が合わせて85%以上であり (図6, 7参照)、ウェブ会議システムでの通信状況については、おおむね、問題ないと考えられることができる。

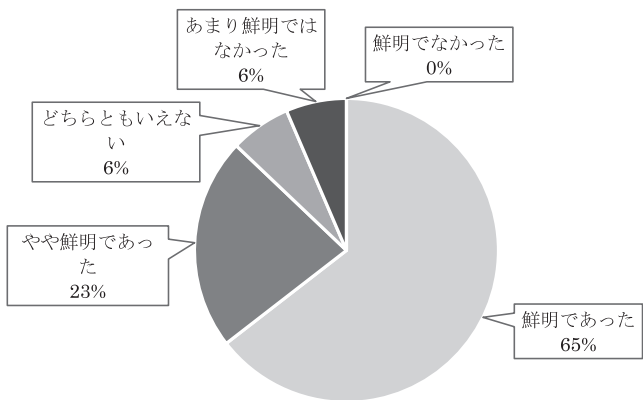


図6 ウェブ会議システムの音声は鮮明に聞くことができたかに対する回答

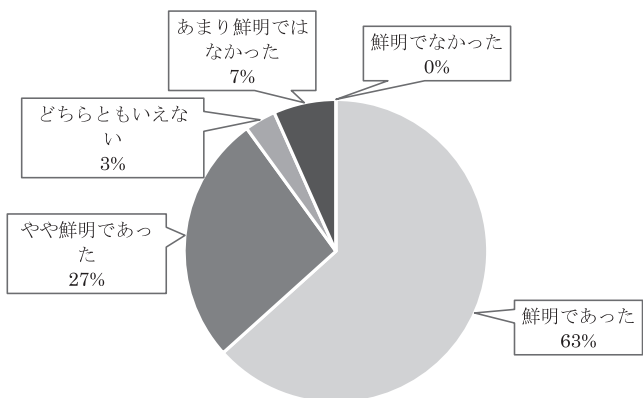


図7 ウェブ会議システムの映像は鮮明に見ることができたかに対する回答

(4) オンライン口頭審理の今後の利用について

最後に、口頭審理に出頭する機会があれば、またオンラインでの出頭を利用したいか質問したところ、「利用したい」と「やや利用したい」が合わせて約70%であり、現状のオンライン口頭審理について、利用者からは、おおむね好評である一方、少数ながら利用したくないという意見もあった(図8参照)。その理由としては、審判廷に出頭した者とオンライン出頭した者が分断されてしまうためということであった。なお、前述のとおり、審判廷に出頭している者とオンライン出頭者とのコミュニケーションについては、審判長に休廷を申し出て、休廷中に協議等を行うことが可能である。

4.3 合議体の反応及びその分析

次に、オンライン口頭審理を行った合議体に対して実施状況についての調査を実施した。調査はアンケート形式で実施し、①オンライン口頭審理での審理指揮やコミュニケーションについて、②オンライン口頭審

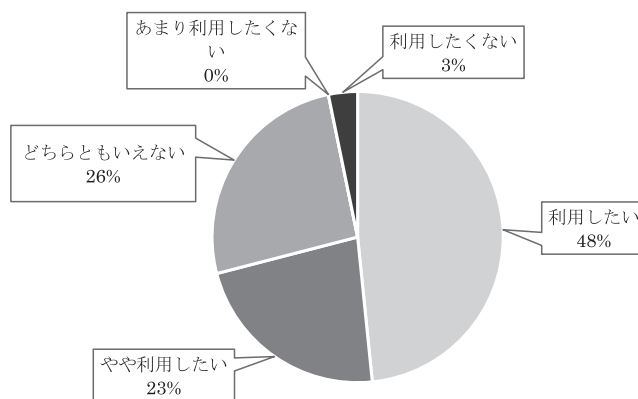


図8 今後、口頭審理に出頭する機会があれば、またオンラインでの出頭を利用したいかに対する回答

理での心証形成についての観点で実施した。

(1) オンライン口頭審理での審理指揮やコミュニケーションについて

オンライン口頭審理での審理指揮に関して、合議体からは、「審判廷への出頭者に加え、画面上でオンライン出頭者にも注意しながら審理を進行する必要がある」という意見や「オンラインでのやりとりのタイムラグ等を考慮して通常よりもやや丁寧にゆっくり進行をしたので大きな問題は感じられなかった」という意見、あるいは、「発言に当たっては手を挙げて名を名乗ってから発言するようにと最初に説明した」などの意見が寄せられ、審判長はオンライン口頭審理特有の事情に配慮して審理指揮を行おうとしている様子が見えがえる。

オンライン出頭者とのコミュニケーションに関しては、合議体からは、「オンライン出頭者に対して審理内容が聞こえているか確認する」、あるいは、「当事者の発言について、審判長が理解した内容(概要)を反復し間違いがないか確認しながら進行した」といった意見が寄せられ、合議体はオンラインによるコミュニケーションであることを意識した対応を行うよう心がけていることがわかる。

(2) オンライン口頭審理での心証形成について

オンライン口頭審理での心証形成について、合議体に、オンライン出頭者による主張と審判廷の出頭者による主張との間で心証形成に違いが生じるか質問した。大半の合議体は、違いが生じない又はあまり違いが生じないと感じており、違いが生じると感じている合議体はいなかった。

合議体の心証形成については、オンライン出頭者による主張と審判廷の出頭者による主張とで、おおむね違いがないといえる。

5. これまでのオンライン口頭審理の総括及び今後について

本章では、これまでのオンライン口頭審理の企画や運用の検討、実施の状況、アンケート結果等を踏まえて総括するとともに、今後の運用について見解を述べる。特に、本章については、筆者の私見であり、組織としての見解ではないことを冒頭にお断りさせていただきたい。

まず、オンライン口頭審理について、特許庁は、裁判所の口頭弁論に先駆けて、口頭審理のオンライン化を実現すべく、日本弁理士会をはじめとする知的財産関係の団体、各種業界団体及び最高裁など関係省庁などと数多くの意見交換を行い、非常にたくさんの御意見をいただいた。これにより、オンライン口頭審理に対するニーズやユーザー視点からの懸念事項を把握でき、必要な設備や適切な運用の検討において大変参考にさせていただいた。御協力に感謝申し上げます。

特許庁は、オンライン口頭審理の開始にあたり、合議体や当事者等を撮影するための4Kカメラの導入や新たに専用の高速インターネット回線の敷設を行った。これら新規に導入した設備によって、これまでのところ、大きな通信トラブルや機器の問題などもなく、安定したオンライン口頭審理の実施を行うことができている。担当者としてはほっとしているところである。

オンライン口頭審理が開始されたことで、今般のコロナ禍においても徐々に口頭審理の実施件数が増えている。加えて、オンライン口頭審理によって遠方からの出頭に対する利便性が向上しており、特許庁が東京にあることによって生じる地理的、時間的な制約の解決にもつながっており、オンライン口頭審理の有用性は高いと感じている。

しかしながら、ユーザー及び合議体に御協力いただいたオンライン口頭審理の実施状況の調査の結果、現状のオンライン口頭審理において、①審判官の心証や感想がつかみにくい、②合議体と相手方を常に表示してほしい、③審判廷内と同程度の情報が得られることが望ましい、等のいくつかの要望・課題があることも明らかになった。

現在、特許庁では、①の課題については、オンライ

ン口頭審理の運用マニュアルを修正するなどして運用方法の改善を図っている。②の課題については、ウェブ会議システムの簡単な操作マニュアルを作成し、オンライン出頭者及びオンライン被配信者に送付することで改善を図っている。③の課題については、天井カメラをズームアップするなど可能な機器調整を行うことで改善を図っている。

今後も、ユーザーからの要望と実施状況を踏まえながら運用を柔軟に見直す予定である。

6. おわりに

オンライン口頭審理については、これまでのところ、ユーザーから非常に好評を得ていると実感しているが、いくつかの課題も明らかになった。これらの課題については、逐次対応して改善を図っているところであるが、筆者も一担当者として、より利用しやすいオンライン口頭審理の実現に向けて運用を検討していきたい。今後、更に多くのユーザーにオンライン口頭審理を利用していただき、特許庁に対して率直な御意見、御感想、改善提案等をお寄せいただければ幸いである。

なお、オンライン口頭審理の運用に際しては、安定した審理を行うことを重視したため、オンライン出頭者の人数制限や省令要件等の事前確認など様々な手続を定めている。こうした手続は、ユーザーに対して過度な制約をおかけしている部分もあると思うが、ユーザー側の御協力もあって、オンライン口頭審理が円滑に進行できており、御協力いただいているユーザーの皆様には深く感謝申し上げます。

最後に、オンライン口頭審理の実施状況についてのヒアリング調査に御協力いただいた当事者及び合議体の皆様にも深く感謝申し上げます。

(注)

- (1) 2021年10月1日から2022年3月10日の期間
- (2) 当事者等がウェブ会議システム等を用いて手続を行う口頭審理のこと。
- (3) 本原稿執筆時点(2022年3月10日)までに回答された意見を対象としている。
- (4) なお、当事者双方が遠隔地である場合に行う巡回審判も希望により実施可能であるが、同一会場に出頭する必要がある。
- (5) 特許庁ステータスレポート2021の78頁を参照。<https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2021/document/index/all.pdf>
- (6) 特許、実用新案、意匠、商標の口頭審理の合計の実施件数。特許行政年次報告書2017～2020に基づく。

- (7) 特許行政年次報告書 2021 の 146 頁を参照。
- (8) 特許庁 HP 「特許法等の一部を改正する法律（令和 3 年 5 月 21 日法律第 42 号）」 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/tokkyo/tokkyohoutou_kaiei_r030521.html
- (9) 経済産業省ニュースリリース（2021 年 10 月 1 日）「特許無効審判等の口頭審理でオンライン出頭が可能になります」 <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001001/20211001001.html>
- (10) 特許庁 HP 「特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 3 年 9 月 30 日経済産業省令第 72 号）」 https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/syoreikaisei/tokkyo/tokkyohou_20210930.html
- (11) 審判書記官から当事者等に対して口頭審理の期日調整の依頼を行う際に、オンライン出頭の希望の有無も確認する。
- (12) 特許庁 HP 「口頭審理期日における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止へご協力をお願い」 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/covid19_koto.html
- (13) オンライン口頭審理に関する Q&A の問 9 を参照。 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf
- (14) 口頭審理実務ガイド 第 2 章 VI.6. を参照 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/koutou_shinri/koutou_kaitei.pdf
- (15) オンライン口頭審理に関する Q&A の問 42 を参照。 https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf
- (16) 口頭審理実務ガイド 第 2 章 IV.3. (2)
- (17) 口頭審理実務ガイド 第 2 章 V.2.
- (18) 件数については、事件ごとにカウント。
- (19) 巡回審判（特許）を 4 件含む。
- (20) 口頭審理に関わる者はすべて審判廷に出頭した状態でオンライン配信だけが行われた事件もあるため、必ずしも、オンライン出頭者がいる事件とオンライン配信された事件とが一对一対応するわけではない。

(原稿受領 2022.3.11)